小城市優良工事表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 小城市が発注した公共工事(以下「市発注工事」という。)において、他の模範となる優良な工事(以下「優良工事」という。)を表彰することにより、建設業者及び建設技術者の意欲の増進や技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰は、市発注工事のうち、前年度に完成した工事に係るものについて、優良 工事表彰を行うものとする。
- 2 優良工事表彰については、市長表彰とする。

(小城市優良工事表彰審査委員会)

- 第3条 被表彰工事の審査を行うため、「小城市優良工事表彰審査委員会」(以下「委員 会」という。)を設置する。
- 2 委員会は優良工事の選考基準を決定し、事務局より選考結果の報告を受ける。
- 3 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 4 委員会は委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 5 委員会は、二分の一以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数のときは委 員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことがで きる。

(事務局の役割)

- 第4条 事務局は、小城市優良工事の選考基準に該当する工事を整理し、委員会に報告 するものとする。
- 2 事務局は、総務部財政課内に設ける。

(表彰の方法)

- 第5条 表彰は年1回行い、市長により賞状を授与する。
- 2 表彰は、複数年を連続して受賞できるものとする。

附則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

別 表 小城市優良工事表彰審査委員会

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	市民部長
	福祉部長
	産業部長
	建設部長
	教育部長